# 令和6年第1回尾張北部環境組合議会

定 例 会 会 議 録

会 期 令和6年2月21日(水曜日)

# 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の一部改正について

日程第5 議案第2号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第3号 令和5年度尾張北部環境組合一般会計補正予算(第2号)

日程第7 議案第4号 令和6年度尾張北部環境組合一般会計予算

## 出席議員(12名)

第1	*	岡	覚	君	第2番	小川	清美	君
第3章	<b>*</b>	光清	毅	君	第4番	堀	元	君
第5章	<b>*</b>	伊藤	吉弘	君	第6番	岡地	清仁	君
第7章	<b>*</b>	齊木	一三	君	第8番	江幡流	鵲世志	君
第9章	<b>*</b>	宮川	基英	君	第10番	佐藤智	習恵子	君
第11都	<b>*</b>	小室	輝義	君	第12番	荒木	孝三	君

# 職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書 記 長 西川 里咲 君 書 記 蓑和 峻 君

# 説明のため出席した者の職・氏名

管 理 者	澤田 和延	君	副管理者	原 欣伸	君
副管理者	鈴木 雅博	君	副管理者	鯖瀬 武	君
会計管理者	金川 英樹	君	犬山市経済環境部長	中村 達司	君
犬山市環境課長	小笠原健一	君	江南市経済環境部長	平野 勝庸	君
江南市環境課長	相京 政樹	君	大口町まちづくり部長	水野 真澄	艺君

 大口町環境対策室長
 佐橋
 竜午
 君

 扶桑町環境課長
 尾崎
 博之
 君

 総務課主幹
 兼松
 昌史
 君

 総務課主査
 神谷
 建寛
 君

 扶桑町生活安全部長
 長谷川明夫
 君

 事務局長
 石坂育己君

 総務課主幹
 神林宏之君

### ◎開会の宣告

〇議長(小川清美君) ただいまから令和6年第1回尾張北部環境組合議会定例会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、全員協議会に引き続き御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

本定例会に提出されております議案は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてをはじめ4議案であります。いずれも重要な案件でありますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、適切な議決をされますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会の御挨拶といたします。

澤田管理者。

○管理者(澤田和延君) 本日は、全員協議会に引き続き大変お疲れのところ、令和6年第1回 尾張北部環境組合議会定例会を開催いたしましたところ、御出席をいただきまして誠にありが とうございます。

ただいま議長さんから御報告のありましたとおり、本定例会に管理者提出議案として提出させていただきます議案は、尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてをはじめ4議案でございます。

後ほど事務局長から説明をさせていただきますが、いずれも今後の組合事業を進めていく上で重要な案件でございます。議員の皆様方には慎重な御審議をいただき、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長(小川清美君) ありがとうございました。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を 開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付したとおりであります。

\_\_\_\_\_\_

### ◎会議録署名議員の指名

○議長(小川清美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、議長において、4番 堀元議員、8番 江幡満世志議員を指名いたします。

\_\_\_\_\_\_

# ◎会期の決定

○議長(小川清美君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、さきの議員代表者会議において御協議されました結果、お手元に配付しま した会期日程(案)のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見ました。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川清美君) 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

## ◎諸般の報告

○議長(小川清美君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。

以上、議案提出の報告に代えます。

本定例会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、御報告を申し上げます。

続いて、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。その内容については、お手元 に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

.....

# ◎議案第1号から議案第4号までについて(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(小川清美君) 日程第4、議案第1号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び 費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第7、議案第4号 令和6年度尾張北部環 境組合一般会計予算を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石坂事務局長。

○事務局長(石坂育己君) それでは初めに、議案第1号 尾張北部環境組合会計年度任用職員 の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明をさせていただきますので、議案 書の1ページを御覧ください。

尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、国家公務員の一般職の職員の給与改定に基づき、改正する必要があるとともに、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給す

るため改正する必要があるからであります。

1枚はねていただきまして、2ページ、3ページには、この条例の一部を改正する条例 (案)を掲げております。

1枚はねていただきまして、4ページから7ページには、参考として新旧対照表を掲げております。

改正内容等につきましては、改正の要旨で御説明をいたしますので、8ページを御覧ください。

- 1. この改正の主旨となりますが、国家公務員の給与改定に基づき、地方公務員法第24条第 2項の規定により、当組合の会計年度任用職員の報酬の基準となる額及び期末手当の支給月数 を改定し、また地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するために 改正するものであります。
- 2. 改正内容につきましては、昨年8月の人事院の給与勧告を踏まえ、当組合の会計年度任 用職員の報酬の基準となる金額及び期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。

報酬の基準となる金額は、民間との較差を解消するため、常勤職員の給与改定の取扱いに準じて、この月額を「24万7,600円」から「24万9,400円」へ引き上げるものでございます。

期末手当につきましては、年間支給割合を2.4月から2.45月へと0.05月分引き上げるもので、 勤勉手当につきましては、令和6年度より会計年度任用職員に支給できるよう新たに規定する ものでございます。

施行日は、令和6年4月1日からでございます。

なお、現在、当組合におきましては会計年度任用職員を1名任用しておりますが、勤務時間が期末手当及び勤勉手当の支給対象となる週15.5時間に満たないため、支給対象とはならず、今回の一部改正は条例上の整備のみとなり、予算上の影響もございません。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたしますので、議案書の1ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、育児休業をしている職員に対する期末手当、勤勉手当の支給に ついて定めるため改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、2ページには、この条例の一部を改正する条例(案)を掲げて おります。

育児休業をしている職員の期末手当等の支給についての規定を新たに第8条の次に、第8条

の2として育児休業をしている職員の期末手当の支給について、第8条の3として育児休業を している職員の勤勉手当の支給について、追加するものでございます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行をいたします。

なお、3ページには、参考として新旧対照表を掲げております。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号 令和5年度尾張北部環境組合一般会計補正予算(第2号)について御説明をいたしますので、議案書の1ページをお願いいたします。

令和5年度尾張北部環境組合の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる ものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,556万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億615万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正を掲げておりますが、後ほど歳入歳出補正予算事項別明細書で御 説明をいたします。

4ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費を掲げております。

3款1項建設事業費のごみ処理施設整備事業のうち、出入路整備事業及び雨水排水路整備事業につきまして、関係機関との調整等に時間を要しておりまして、今年度内に本業務を完了することができなくなったため、出入路整備事業について1,661万7,000円、雨水排水路整備事業について531万6,000円をそれぞれ繰越明許するものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

こちらは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括でございます。

恐れ入ります。 1 枚はねていただきまして、8 ページ、9 ページをお願いいたします。 初めに、歳入でございます。

1款分担金及び負担金におきまして、1,616万3,000円を減額補正するものでございます。

減額補正の主な要因といたしましては、歳出における議会費、総務費及び建設事業費の執行残額の整理に伴うものでございます。

その内訳といたしましては、1節議会運営費負担金を18万円、2節ごみ処理施設建設費負担

金を1,598万3,000円減額補正するもので、9ページの説明欄には構成市町それぞれの負担金の補正額を掲げております。

3款国庫支出金におきましては、60万円を増額補正するものでございます。

増額補正の要因といたしましては、交付率の決定による見直しに伴うものでございます。

その結果、歳入の補正予算額の合計は1,556万3,000円の減額となり、歳入合計は2億615万6,000円となります。

1枚はねていただきまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1款議会費におきまして18万円の減額補正を、2款総務費におきまして167万9,000円の減額 補正をするものでございます。

減額補正の主な要因といたしましては、今後の執行残額の見込みなどから減額をお願いする ものでございます。

最後に、3款建設事業費におきましては、1,370万4,000円の減額補正をお願いするものでございますが、減額補正の主な要因といたしましては、12節委託料の出入路詳細設計業務委託料と雨水排水路基本設計業務委託料でございまして、こちらの業務につきましては関係機関との協議結果及び入札に伴う不用額について減額をお願いするものでございます。

以上の結果、歳出の補正予算額の合計は1,556万3,000円の減額となり、歳出合計は2億615 万6,000円とするものでございます。

以上、議案第3号の説明でございます。

続きまして、議案第4号 令和6年度尾張北部環境組合一般会計予算について御説明をいた しますので、令和6年度尾張北部環境組合一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。 恐れ入ります。予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度尾張北部環境組合の一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億8,288万7,000円と定めるものでございます。 第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」 によるものでございます。

第2条は、債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

第3条は、地方債でございます。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、 起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算につきましては、4ページに歳入、5ページに歳出をそれぞれ掲げて おります。

6ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為となります。

事項といたしましては、3款の環境影響評価事後調査業務(その4)委託でございます。

事業期間は令和6年度から7年度で、6年度の予算につきましては歳出予算で計上しておりますが、後年度の623万7,000円を限度額とした債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

7ページは、第3表 地方債を掲げております。

ごみ処理施設建設事業につきまして、借入れ限度額を6億9,000万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、この表にお示しするとおりでございます。

次に、予算の主な内容となりますが、1枚はねていただきまして、8ページ、9ページをお 願いいたします。

こちらは、歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

前年度予算額と比較いたしますと、令和6年度は歳入歳出それぞれ8億6,116万8,000円の増額となるものでございます。

1枚はねていただきまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

こちらは歳入でございます。

1 款分担金及び負担金は、組合運営経費として規約に基づく負担割合に応じて構成市町の負担金3億8,013万4,000円を計上しており、前年度より1億6,380万4,000円の増額となります。

なお、構成市町の負担金につきましては、11ページの説明欄にその内訳を掲げております。

次に、2款国庫支出金は、ごみ処理施設整備事業に対して循環型社会形成推進交付金を活用するもので、1,275万1,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、12ページ、13ページをお願いいたします。

3款繰越金と4款諸収入は、それぞれ1,000円を計上させていただいております。

その下、5款組合債は、ごみ処理施設建設事業債6億9,000万円を計上しております。

以上、歳入合計は10億8,288万7,000円となり、前年度より8億6,116万8,000円の増額でござ

います。

次に、歳出でございますが、14ページ、15ページをお願いいたします。

1款議会費は84万6,000円で、前年度より46万6,000円の減額となるものでございます。

主な事業といたしましては、視察旅費、会議録作成業務委託料を計上しております。

1枚はねていただきまして、16ページ、17ページをお願いいたします。

ここから19ページまでが2款1項1目一般管理費で、8,064万2,000円を計上しており、前年度より664万4,000円の増額となっております。

主な事業といたしましては、10節需用費に構成市町の全世帯に配付する組合だよりの印刷発行費を、19ページになりますが、11節役務費に組合だよりの折込手数料を計上しております。また、18節負担金補助及び交付金には、派遣職員8人分の人件費負担金として7,183万9,000円を計上しております。

1枚はねていただきまして、20ページ、21ページをお願いいたします。

2款1項2目公害防止委員会費は39万9,000円、その下、2款2項1目監査委員費は16万6,000円を計上しており、どちらも主な支出は委員報酬となります。

続いて、3款1項1目建設事業費は9億9,983万4,000円で、前年度より8億5,487万1,000円の増額となります。

増額の主な理由といたしましては、14節、ごみ処理施設整備工事請負費、18節、地域振興事業費負担金に係るものでございます。

14節、ごみ処理施設整備工事請負費は9億842万4,000円を計上しており、5年度に引き続き、施設の詳細設計のほか、土地造成工事、土木・建築工事を進めてまいります。

18節、地域振興事業費負担金は6,044万1,000円を計上しており、江南市、扶桑町及び地元区が実施する地域振興事業に対する負担金でございます。

最下段になります4款予備費は、前年度と同様100万円を計上しております。

歳出合計は10億8,288万7,000円で、前年度より8億6,116万8,000円の増額でございます。

なお、22ページから28ページまでにつきましては、本予算案に関係いたします資料をそれぞれ掲げております。

また、別添資料には令和6年度当初予算参考資料を掲げておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で議案第1号から議案第4号の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○議長(小川清美君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより1議案ごとに質疑・討論・採決の順で行います。

なお、質疑は尾張北部環境組合議会会議規則第47条の規定により、同一議員につき同一の議

題については3回までとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、議案第1号について、質疑はありませんでしょうか。

御発言をお願いいたします。

(挙手する者なし)

○議長(小川清美君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の質疑を終結いたします。

これより議案第1号の討論を行います。

議案第1号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論はございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

〇議長(小川清美君) 討論なしと認めます。

これをもって議案第1号の討論を終結します。

暫時休憩といたします。

(午後3時41分 休憩)

\_\_\_\_\_

○議長(小川清美君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後3時41分 再開)

\_\_\_\_\_\_

○議長(小川清美君) 本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川清美君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第2号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

御発言を求めます。

(「ありません」の声あり)

○議長(小川清美君) 質疑なしと認めます。

よって議案第2号の質疑を終結いたします。

これより議案第2号の討論を行います。

議案第2号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、討論を 行います。

御発言を求めます。

(「ありません」の声あり)

○議長(小川清美君) 討論なしと認めます。

これをもって議案第2号の討論を終結いたします。

暫時休憩といたします。

(午後3時43分 休憩)

○議長(小川清美君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後3時43分 再開)

○議長(小川清美君) 本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川清美君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第3号 令和5年度尾張北部環境組合一般会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。

御発言を求めます。

質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

〇議長(小川清美君) 質疑なしと認めます。

よって議案第3号の質疑を終結いたします。

これより議案第3号の討論を行います。

議案第3号 令和5年度尾張北部環境組合一般会計補正予算(第2号)について、討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

〇議長(小川清美君) 討論なしと認めます。

暫時休憩といたします。

(午後3時45分 休憩)

〇議長(小川清美君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午後3時45分 再開)

○議長(小川清美君) 本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

# (「異議なし」の声あり)

○議長(小川清美君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第4号 令和6年度尾張北部環境組合一般会計予算について、質疑を行います。

御発言を求めます。

## (挙手する者あり)

- 〇議長(小川清美君) 江幡議員。
- ○8番(江幡満世志君) 1点お答えください。7ページの第3表 地方債、ここに6億9,000 万円の起債を起こすんですけれども、利率のところに「3%以内」という書き方がしてありま す。具体的にもうこの時点では分かっているんではないかと思うんですけれど、利率について は具体的なものは分かっているんでしょうか。
- 〇議長(小川清美君)当局の答弁を求めます。石坂事務局長。
- **○事務局長(石坂育己君)** まだ借入れ先も決まっておりませんので、利率についてはその時点で決まってくるということでございます。
- ○議長(小川清美君) 他に質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小川清美君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の質疑を終結します。

これより議案第4号の討論を行います。

議案第4号 令和6年度尾張北部環境組合一般会計予算について、討論を行います。 御発言を求めます。

(「ありません」の声あり)

○議長(小川清美君) 討論なしと認めます。

これをもって議案第4号の討論を終結いたします。

暫時休憩といたします。

(午後3時48分 休憩)

○議長(小川清美君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後3時48分 再開)

○議長(小川清美君) 本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川清美君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

閉会に当たり御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には終始御熱心に御審議をいただき、全ての案件に対し適切な議決をされまして、 無事閉会することができました。厚くお礼を申し上げます。

当組合におかれましては、今期中、議員の皆様から述べられました御意見を十分に尊重されて、組合行政の運営に一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

澤田管理者。

○管理者(澤田和延君) 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、長時間にわたりまして慎重に御審議を賜り、ありがとうございました。

また、各議案に対しまして適切なる御決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日、議員各位よりいただきました御意見等につきましては、十分これを尊重してまいりたいと存じます。

暖かい日が続いておるとはいえ、寒暖の差がまだあろうかと思います。議員の皆様方には風 邪などをひかれませんよう十分御自愛をいただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げ ますとともに、新ごみ処理施設の建設に向けまして一層の御高配と御協力を賜りますようお願 いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

\_\_\_\_\_

#### ◎閉会の宣告

○議長(小川清美君) これをもって、令和6年第1回尾張北部環境組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

(午後3時50分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 会 議 長 小川 清美

議 会 議 員 堀 元

議 会 議 員 江幡 満世志